

補助金申請の手続き

補助金の申請手続きは次のとおりです。毎年度毎に申請を行うことが必要です。

1 交付申請

- 《提出書類》
- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 常用労働者の場合・・・就労証明書（様式第2号）
個人事業主の場合・・・開業・廃業届の写し又は営業が証明できる書類
 - ③ 世帯全員の住民票の写し（2年目以降は、省略できます。）
 - ④ 賃貸借契約書の写し又は賃貸住宅家賃が分かるもの

2 概算払請求 10日20日までに提出

交付決定のあった月以降～9月までの間に支払った家賃がある場合

- 《提出書類》
- ① 概算払請求書（様式第3号）
 - ② 家賃納入証明書（様式第4号）

3 実績報告 3月31日までに提出

- 《提出書類》
- ① 実績報告書（様式第5号）
 - ② 家賃納入証明書（様式第4号）
 - ③ 就労先に変更がある場合・・・就労証明書 等

4 翌年度の補助金交付申請 4月30日までに提出

毎年度ごとに1～3の手続きを繰り返します。

- ※ 申請者が違っても、この補助金の交付を現に受けている世帯又は既に受けた世帯の人は、新たに補助金の交付を受けることができません。
- ※ 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや補助対象者の要件を満たさなくなったときは、補助金交付の決定を取り消す場合があります。また、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

注目!

《本事業における用語の説明》

- ※ 1 **UI ターン者** 定住する意思をもって市外から糸魚川市に転入して住民登録をした者をいう。
- ※ 2 **賃貸住宅** 一戸建て住宅又は集合住宅で、当該賃貸住宅の所有者との賃貸借契約により当該賃貸住宅の借借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公営住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。
- ※ 3 **子育て世帯** 出生した日から満18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者が同一世帯にいる世帯をいう。
- ※ 4 **常用労働者** 雇用期間の定めがなく雇用される労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者のうち、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者（1週間の所定労働時間30時間以上であるパートタイム労働者を含む。）をいう。